

鳥羽市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として講じた措置について教育長等から通知があったので、次のとおり公表する。

平成27年11月4日

鳥羽市監査委員 村 林 守

鳥羽市監査委員 坂 倉 広 子

記

監 査 の 種 類	平成25年度 財政援助団体監査	
監 査 実 施 期 間	平成26年1月28日～2月18日	
結 果 区 分	指摘事項（是正・改善事項）	
課・係名等	指摘の内容	措置の内容等
公益財団法人 鳥羽市武道振興会	<p>什器備品の管理について</p> <p>固定資産台帳の中から抽出した什器備品の現物確認を行ったところ、一部台帳が未更新の状態、現物と不突合になっていた。また、什器備品に管理番号等の表示がないものも多数見受けられた。</p> <p>設立当初からの什器備品も固定資産台帳に多数掲載されており、整理が不十分であると思われることから、使用状況に応じ、廃棄及び台帳の更新をするとともに、現物と台帳の突合が第三者でも容易に確認できるよう、什器備品に管理番号等の統一表示をされたい。</p>	<p>什器の状況により、廃棄、整理を行い、容易に管理番号の表示ができるようにした。</p>
	<p>鳥羽市武道振興会運営費補助金について</p> <p>補助金交付申請書類及び補助事業等実績報告書類を確認したところ、補助対象経費に変更が生じているにもかかわらず、変更交付申請手続きが行われておらず、市補助金額と補助対象経費とに差が見受けられた。補助金の交付手続きを適正に行われたい。</p>	<p>補助対象経費に変更が生じた場合、速やかに諸手続きを行うよう努めます。</p>

<p>教育委員会 生涯学習課</p>	<p>備品管理システムとの連携について</p> <p>鳥羽市運動施設指定管理者の仕様書によると、指定管理業務に伴う備品物品等については、所管部局が明細を提示し、指定管理者が管理することとなっているが、所管部局は指定管理者に対し、旧備品台帳のコピーを提示しており、市が運用している備品管理システムとの連携がされていなかった。</p> <p>指定管理者へ市が所有している備品物品等を正確に提示するとともに、備品管理システムと現物との照合を早急にされたい。</p>	<p>現備品管理システムにより登録備品との照合を行い、台帳を交付した。</p>
	<p>鳥羽市武道振興会運営費補助金について</p> <p>補助金交付申請書類及び補助事業等実績報告書類を確認したところ、交付申請時の補助対象経費と実績報告時の補助対象経費に相違があるにもかかわらず、交付決定額に基づき補助金を交付していた。また、鳥羽市スポーツ関係団体等に対する補助金交付要綱によると、補助の対象はスポーツ関係団体への事業費補助とされているが、武道振興会に対し管理運営費もすべて含めた補助金を交付していた。</p> <p>適正な検査手法となるよう改善されるとともに、補助対象経費の見直しを含め、補助金交付要綱の精査をされたい。</p>	<p>補助対象経費など精査するとともに、補助金交付要綱を見直し、改正した。</p>

監査の種類	平成25年度 財政援助団体監査	
監査実施期間	平成26年1月28日～2月18日	
結果区分	所見(検討事項)	
課・係名等	指摘の内容	措置の内容等
教育委員会 生涯学習課	<p>経営体制について</p> <p>武道振興会の業務分担表によると、会長は教育長、事務局長は教育委員会生涯学習課長が担っていた。本来、武道振興会を指導・監督する立場である所管部局の職員が武道振興会の事務局長を兼務していることから、組織のあり方について再度検討するとともに、スポーツ振興に対する武道振興会と所管部局との役割分担についても、同時に検討されたい。</p>	<p>生涯学習課長が武道振興会の事務局長を担っていることについて、財団の理事会・評議員会で検討を行う。</p>